

通院中の患者さんへ

長期収載品（先発医薬品）に係る選定療養費について（お知らせ）

2024年10月より、患者さんのご希望で長期収載品（先発医薬品）を処方する場合、『選定療養費（特別料金）』をご負担いただくことが令和6年度診療報酬改定（厚生労働省発令）で定められました。

後発医薬品は長期収載品（先発医薬品）と同等の品質、有効性、安全性が担保されており、安心してご使用いただけます。また、後発医薬品を使用することで患者さんの医療費負担が軽減となるため、当院では原則として後発医薬品の使用を推奨しています。ご事情により長期収載品（先発医薬品）を希望される場合は担当医までご相談ください。

皆さまのご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【選定療養費の対象となる場合】

- 後発医薬品が発売されてから5年以上経過した先発医薬品（準先発品も含む）を希望された場合
- 後発医薬品への置換率が50%を超えている先発医薬品を希望された場合

【選定療養費の対象とならない場合】

- 医師の判断により先発医薬品を処方する場合
- 予め定められた後発医薬品がない先発医薬品を処方する場合
- 薬局での在庫不足等、後発医薬品が提供困難な場合
- バイオ医薬品

【自己負担額について】

- 先発医薬品と後発医薬品の最高価格の差額の4分の1
- 課税対象のため、消費税10%が加算されます。
- 公費等をお持ちで自己負担がない患者さんも対象です。

※長期収載品とは・・・一般的には後発医薬品のある先発医薬品のこと